

岩手県告示第 457 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 5 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 二戸田子線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市下斗米字十文字 47 番 7 地先から字釜屋敷 72 番 1 地先まで	新	m 29.4~12.8	m 317.0
	旧	26.0~9.8	317.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 5 月 29 日から同年 6 月 29 日まで

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 唐丹日頃市線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市日頃市町字下甲子 119 番 78 地先から 119 番 69 地先まで	新	m 33.6~15.4	m 151.0
	旧	67.0~18.0	151.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 5 月 29 日から同年 6 月 29 日まで

3 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 456 号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市石鳥谷町関口第 11 地割 74 番 1 地先から猪鼻第 6 地割 19 番 7 地先まで	新	A m 23.7~7.2	m 954.0
花巻市石鳥谷町関口第 11 地割 74 番 1 地先から猪鼻第 6 地割 4 番 5 地先まで		B 42.9~14.7	998.0
花巻市石鳥谷町関口第 11 地割 74 番 1 地先から猪鼻第 6 地割 19 番 7 地先まで	旧	A 23.7~7.2	954.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部

イ 期間 平成 19 年 5 月 29 日から同年 6 月 29 日まで